

件名	高齢者介護事業に関する相談対応について
受付日	令和5年4月28日
ご意見・ご提案の概要	高齢福祉課の介護事業の相談を受ける業務に従事する職員が在宅勤務を行っている。相談に対してリアルタイムに対応してこそ価値があると考え。在宅勤務をする場合、適当であるという検討はされているのか。
県の考え方	<p>介護事業に関する事業者からの個別の相談には、当該事業者に対して指導・監査を行う所管の県事務所又は市町村が応じており、そのような相談事案のうち、内容が複雑なものや参考となる先例がないものなどについて、必要に応じ当該県事務所又は市町村から高齢福祉課に照会されることが一般的です。</p> <p>高齢福祉課がこの照会を受けるに当たっては、事案の内容を詳細かつ正確に把握する必要があるため、原則として電子メールにより必要な情報を送付してもらうようお願いしているところです。また、この照会に対する回答についても、基本的に電子メールを利用しています。</p> <p>併せて、在宅勤務中の職員宛ての電話が所属に入った場合には、所属から速やかにその旨を職員に伝え、在宅勤務地から先方に折り返し連絡するよう徹底しているところです。</p> <p>以上のことから、担当者が在宅勤務を行うことによる業務への支障はないものと考えております。</p>
担当課	健康福祉部 高齢福祉課